

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

高齢者福祉施設における感染対策

ごみ・廃棄物

一般社団法人 横浜メディカルグループ
YMG感染制御部 森山由紀

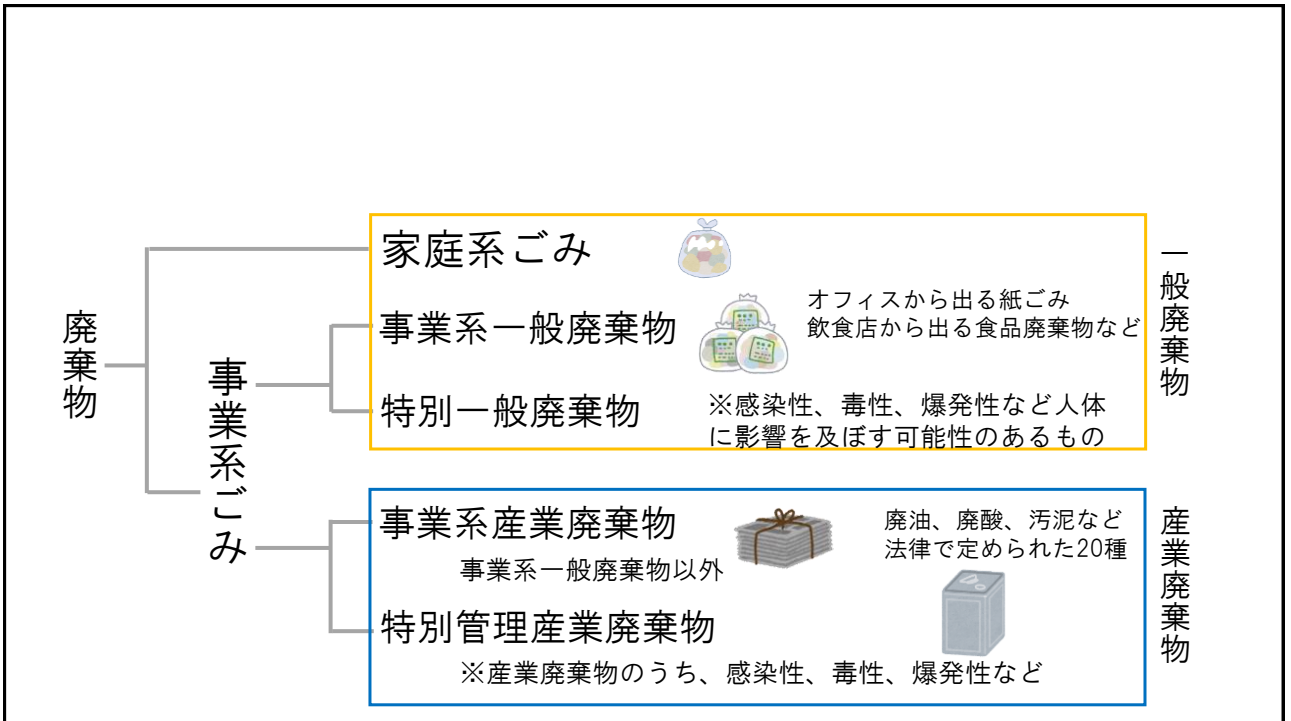
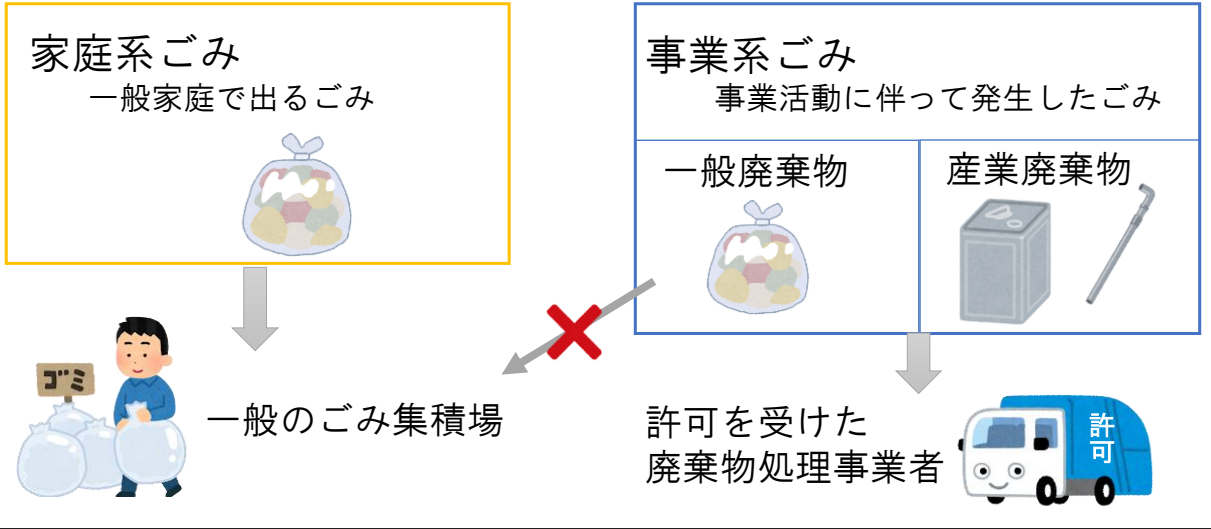
廃棄物とは

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、
廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- 通常「ごみ」と呼んでいるもの



適切な分別、適切な取扱いによって、
交差感染や感染拡大防止に努める必要がある。

廃棄物の区分



感染性廃棄物

人に感染する恐れのある病原体が含まれるまたは付着している廃棄物

- 特別管理一般廃棄物

医療機関や研究所等から排出される、血液などが付着したガーゼや脱脂綿、包帯など

- 特別管理産業廃棄物

医療機関などから排出される産業廃棄物で感染の恐れのあるもの。
血液や体液、病原体がついたもの、注射器、メス血液がついたチューブ、感染症患者が使用したオムツ、抗がん剤のついたもの、透析器具など

医療廃棄物

- 医療機関等で「医療行為に伴って排出された廃棄物」の通称

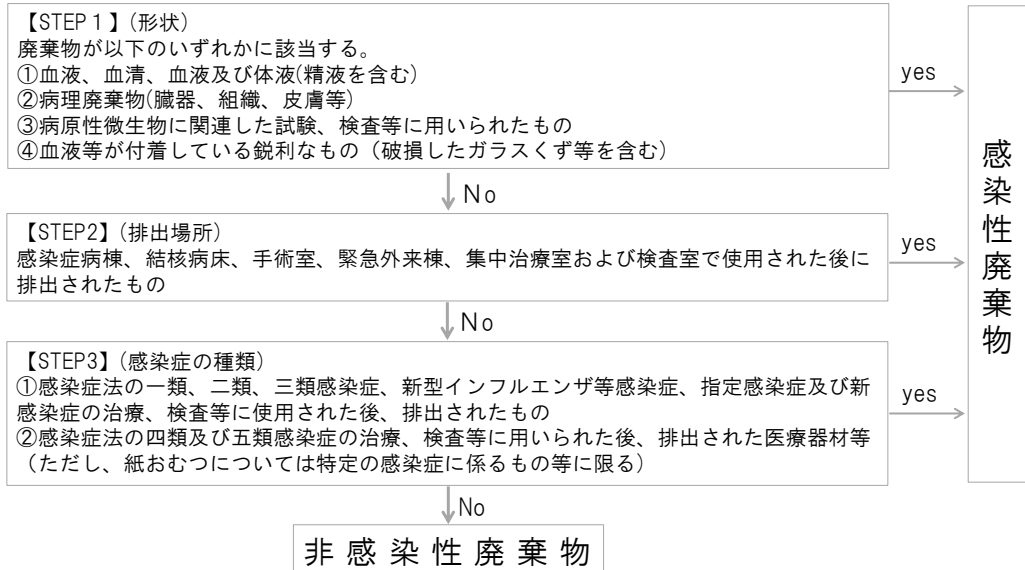
- 廃棄物処理法においては、感染性廃棄物（特別管理廃棄物）に該当する

医療廃棄物…？



感染性廃棄物…？

感染性廃棄物の判断フロー



感染性廃棄物として扱うべき紙おむつ

- 一類感染症
- 二類感染症
- 三類感染症
- 四類感染症(一部)
 A型肝炎、サル痘、重症熱性血小板減少症候群など
- 五類感染症(一部)
 麻しん、MRSA感染症、RSウイルス感染症、感染性胃腸炎、
 風しん、新型コロナウイルス感染症など
- 新型インフルエンザ感染症



感染症法に基づく




ごみ分別する際の原則



- 所在地のルールに従って分別する
- 利用者の状況/状態により感染性廃棄物か否かを判断する
- 感染源となり得るものは感染性廃棄物として処理を行う
- 感染性廃棄物はバイオハザードマークの付いた容器を用いる
- 廃棄物が飛散、流出しないように廃棄物の性状に合った容器を用いる

バイオハザードマークの色と容器の条件

注意して取扱わなければならない感染性廃棄物の種類などを示すマーク

| 黄色 | 橙色 | 赤色 |
|--|---|---|
| <p><u>鋭利なもの</u></p> <p>針・剃刀・アンプル・破損している瓶など</p> | <p>血液や体液が付着した <u>固形状のもの</u></p> <p>ガーゼ、おむつ、 膀胱留置カテーテル 個人防護具など</p> | <p><u>液状、泥状のもの</u></p> |
|  <p>プラスチック 容器</p> |  <p>段ボール容器 二重の ビニール袋</p> |  <p>プラスチック 容器</p> |

回収・保管



- あるれる前に片づける
目安として容器の8割程度で処理を行う。
- 段ボール容器の場合は、ガムテープを使用し隅々まで止める
- 赤色・黄色の容器は四隅をしっかりと押さえ、再開封できない状態にする
- 部署からの搬出は、封をした状態で行う
- 他の容器への移し替えは、行わない
- 保管場所は建屋内とし、臭気管理、定期的な清掃を行う
- 関係者以外立ち入れないようにする



高齢者施設のごみは家庭と同じ扱い？

介護老人保健施設では

廃棄物処理法において、医療関係機関等に含まれており
法に則った処理が求められる。

すべてが家庭と同じ扱いで良いと考えるのではなく、
どのような法律に基づく施設なのかを確認し、
感染性廃棄物に該当するものについては
適切に判断、分別を行う必要がある。

分別や取扱い、保管などについてもう一度確認を。

ごみを正しく
取りあつかっ
ているかな…



まとめ

- 廃棄物は、家庭系と事業系、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる
- 感染性廃棄物は、人に感染する恐れがあると考えられる廃棄物である
- 施設で排出されることの多いおむつも状況に応じて感染性廃棄物として処理しなければならない
- バイオハザードマークには赤、橙、黄があり、廃棄物の性状・形状にあった容器を使用する
- 廃棄物の回収は、容器の8割程度であふれる前に行う
- 移し替えを避け、再開封ができない状態とし、保管場所の臭気管理、定期的な清掃を行い、衛生的に管理する